

総務文教常任委員会

平成28年6月6日

総務部 総務課

寄附制度の拡充について

1 趣旨

市の自主財源の確保を目的に「ふるさと納税」に取り組んでいますが、現状は、個人のみを対象としたものであり、かつ、特定の事業への寄附としては取り扱っていません。

そこで、寄附者の意向に沿った特定の事業への活用や特定の団体への寄附として受け付ける制度を創設するほか、企業からの寄附についても、同様の制度を設けることで、市への寄附制度の充実を図り、財源の確保に努めます。

また、寄附者の意向に沿った寄附金の活用を見える化するため、その使途を公表することとします。

1 寄附制度の現状

(1) 個人から寄附（ふるさと納税）

特産品のPRを通じた地域産業の活性化の傾向が強く、また寄附者の意向が十分に反映できていない。（寄附の使途の公表など）

(2) 企業からの寄附

企業からの寄附は、ほとんど実績はない。

(3) 財政運営

①市と協働して地域活性化に資する団体等である各種実行委員会や体育・文化団体など、補助団体に対する補助金の増額を行うことは困難である。

②地域の活性化に資する特定非営利法人に対する具体的な財政的な支援策を講ずることが困難である。

(4) 地方創生

地方創生を実現していくためには、市民・企業・行政一体となった取り組みが必要である。（ふるさと納税は、かとう未来総合戦略の交流の促進に位置づけ）

2 寄附制度の拡充等

上記1で記述した現状を改善し、寄附者の意向を最大限反映した仕組みとして、次に記述する寄附制度を導入・拡充することとします。

(1) 個人からの寄附（ふるさと納税）

①返礼品を充実する。

②寄附者の意向を反映する。

③個人版加東市応援寄附制度の導入（新規導入）

(2) 企業からの寄附

①企業版加東市応援寄附制度の導入（新規導入）

(3) 事業等指定寄附制度の導入（新規導入）

寄附者（個人及び企業）の意思を尊重するため、特定の団体への支援を選択して寄附を行えるようにする。

(4) 寄附金の使途等の公開（新規導入）

寄附者（まつりの協賛等）及び寄附金の使途を公表する。

(5) 特定の団体に対する寄附金を原資とした支援（新規導入）

①寄附者が、地域活性化に資する活動への支援を希望した事業者又は団体に対し、交付

金を交付する（寄附金を原資とする交付金制度の創設）。

②交付できる事業者又は団体は、交付金の交付対象として登録した団体とし、登録の可否は、内部で組織する審査会に諮り決定する。

※登録団体の例：

- ・市と協働して地域活性化に資する団体等である各種実行委員会や体育・文化団体、地域づくり団体（ふるさと振興協会、鴨川の郷）など
- ・地域の活性化に資する特定非営利法人（加東市国際交流協会など）

（6）各寄附のフローは別紙1のとおりです。

3 寄附区分一覧

区 分		寄附者の意向区分	返礼品	税法上の扱い
一般寄附	個人	事業等の指定のない寄附	あり	ふるさと納税
	企業	事業等の指定のない寄附	あり	損金算入
加東市応援寄附	個人	市の事業に対する寄附	あり	ふるさと納税
		特定の団体の支援に対する寄附	なし	ふるさと納税
	企業	市の事業に対する寄附	あり	損金算入
		特定の団体の支援に対する寄附	なし	損金算入

4 寄附者の意向区分（加東市応援寄附制度）

寄附者の意向については、ホームページ等で事業名等を列記し、選択ができるようにします。

（1）市の事業に対する寄附

市が直接実施している事業又は市が事務局である実行委員会を組織して行う事業に対する寄附

例：重点政策、防犯施設整備事業、市政10周年記念事業、夏まつり協賛など

（2）特定の団体の支援に対する寄附

地域活性化に資する活動を行っている団体を支援することを目的とした寄附

例：体育協会、文化連盟、加東文化振興財団、国際交流協会など

5 特定の団体への支援

支援対象とする団体は、策定予定の加東市ふるさと応援活動支援交付金交付要綱（仮称）に基づき、支援団体として登録した団体とし、予算措置の上、当該交付要綱に基づき支援を行います。

6 返礼品

返礼品については、平成28年度から随時募集（平成27年度までは、年1回）としており、その充実を図る中で、企業に対する返礼については、寄附額により企業にメリットのあるネーミングライツ、バナー広告などを加えます。

7 予算及び例規上の整理

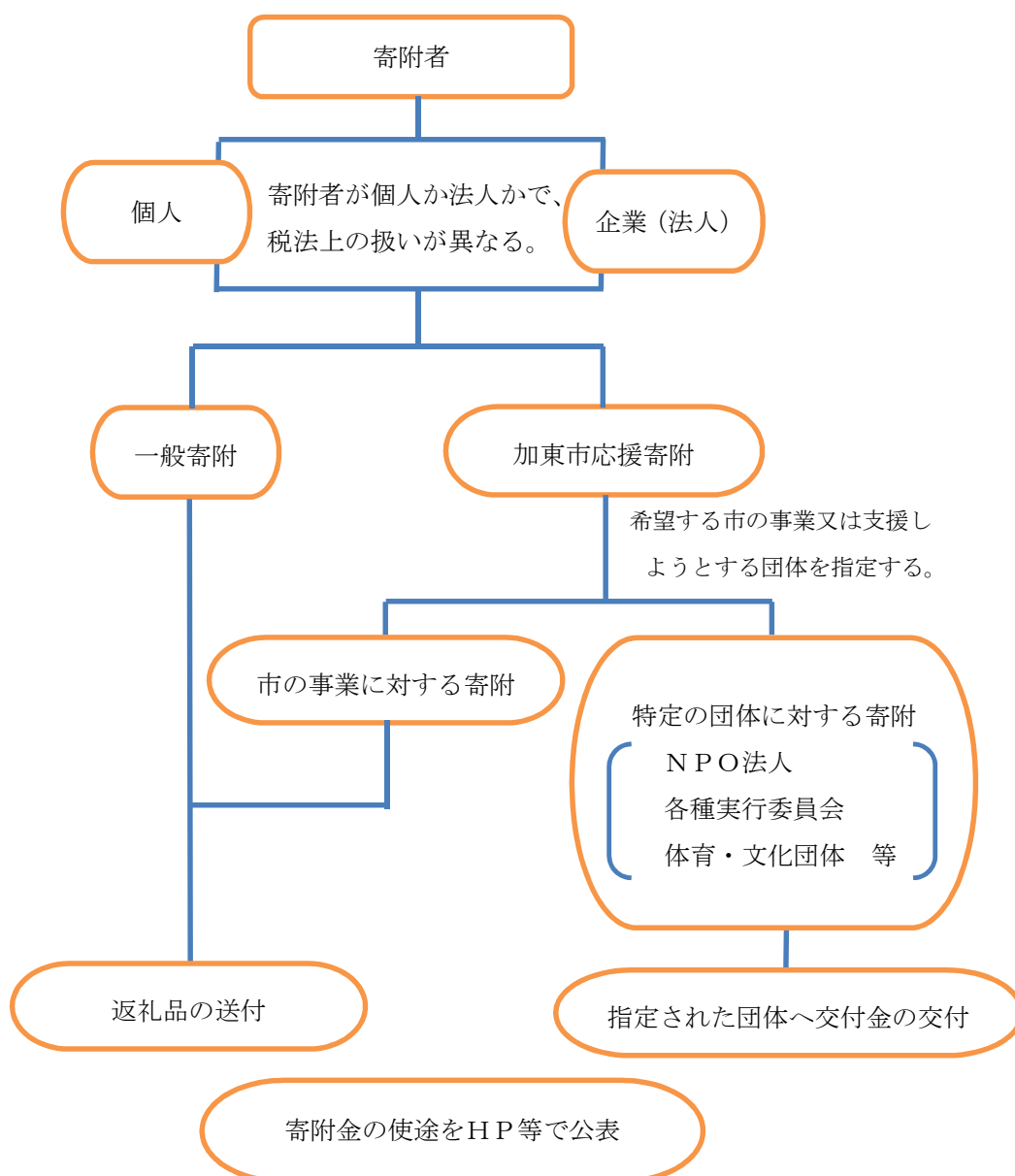
- (1) ふるさと応援活動支援交付金の予算措置（財源は寄附金）
- (2) ふるさと納税推進事業実施要綱の改正
- (3) 加東市ふるさと応援活動支援交付金交付要綱（仮称）の制定

8 今後のスケジュール（予定）

必要な例規の整理、制度の周知等については次のとおりとします。

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
要綱制定・改正		●									
制度周知			→								
支援事業者登録			→								
予算措置					●						
寄附対象事業等			→								

寄附のフロー



※個人の場合 ふるさと納税を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限はあります。）。1万円のふるさと納税を行った場合、8,000円が所得税と住民税から控除されます。

※企業（法人）の場合 通常の一一般寄附の扱いとなり、寄附額の全額を損金算入できます。